

BPO

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

放送倫理・番組向上機構



BPO [放送倫理・番組向上機構] とは

放送の公共性と社会的影響力の重大さを考え、言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、放送界が自主・自律の精神で設立した組織です。

BPOは、「**放送倫理検証委員会**」「**放送と人権等権利に関する委員会**」「**放送と青少年に関する委員会**」の三つの委員会と、各委員会の委員を選任する「**評議員会**」などで構成されています。

BPOは、日本放送協会[NHK]、日本民間放送連盟[民放連]、民放連加盟放送局[206社=2018年1月現在]で構成。各放送局は、三つの委員会の審議・審理等に協力するとともに、委員会から放送倫理上の問題を指摘された場合には、具体的な改善策を含めた取り組み状況を一定期間内に委員会に報告し、BPOは、その報告などを公表します。



(2018年1月現在)

[評議員会] 三つの委員会の委員を選任。評議員は、放送局の役職員以外の有識者。

議 長	半田 正夫 (青山学院大学名誉教授、弁護士)	評 議員	坂東真理子 (昭和女子大学理事長)
議長代行	宮原 賢次 (住友商事名誉顧問)	評 議員	藤原 作弥 (ジャーナリスト、元日本銀行副総裁)
評 議員	内館 牧子 (脚本家)	評 議員	堀田 力 (さわやか福祉財団会長、弁護士)
評 議員	辻井 重男 (中央大学研究開発機構教授)		

[理事会] (役員) 理事は10人で構成。理事長を含め4人の理事は放送局の役職員以外、6人はNHK・民放連から選任。評議員の選任およびBPOの予算・決算と事業・業務を議決。役員は、ほかに監事2人。

理 事 長	濱田 純一 (前東京大学総長)	理 事	荒木 裕志 (日本放送協会理事)
専務理事	三好 晴海 (常勤)	理 事	行成 卓巳 (日本放送協会審査室長)
理事・事務局長	高橋 宗和 (常勤)	理 事	伝川 幹 (日本民間放送連盟放送基準審議会議長、讀賣テレビ放送社長)
理 事	坂井 修一 (東京大学情報理工学系研究科教授、歌人)	理 事	木村 信哉 (日本民間放送連盟専務理事)
理 事	藤久 ミネ (評論家)	監 事	貝賀 直樹 (日本放送協会編成局計画管理部経理部長)
理 事	山野 勝 (坂道研究者)	監 事	沖山 幸彦 (日本民間放送連盟事務局長)

[事務局] 委員会の指示を受け、視聴者からの意見や放送局の対応、審議・審理または調査のための資料収集などを行い、3委員会の運営をサポート。3委員会それぞれを担当する調査役、視聴者対応、広報、総務のセクションで組織。

BPO 3委員会の機能



放送倫理検証委員会

放送倫理と番組の向上、
虚偽の放送に関する
審議・審理



放送と人権等権利に関する委員会 [放送人権委員会]

放送による名誉・プライバシー・
肖像等の権利侵害に関する
申立てを審理



放送と青少年に関する委員会 [青少年委員会]

放送と青少年に関する
視聴者意見の把握と
課題の審議、調査研究

- * 各委員会の委員は、評議員会が、放送局の役職員以外の有識者の中から選任します。
- * NHKと民放連加盟放送局は、3委員会の独立性を妨げることなく、円滑な委員会運営に協力します。
- * 放送番組の内容に問題があったと判断した場合、委員会は当該放送局と放送界全体に改善を促し、各放送局は社内議論を深め、正確な放送と放送倫理の向上に努めます。
- * 各委員会での討議や審議・審理の概要と結果、および、BPOに寄せられた視聴者意見の概要などは、すべてBPOウェブサイト(<https://www.bpo.gr.jp>)に掲載し公表しています。

これまでにBPOの3委員会が公表した「委員会決定」

放送倫理検証委員会……『勧告』1、『見解』2、『意見』24

(2018年1月現在)

放送人権委員会……『勧告』16、『見解』50

青少年委員会……『見解』3、『提言』2、『要望』5、『注意喚起』1、『声明』1

- * BPOでは、3委員会が決定・公表した『勧告』『見解』『意見』『提言』などへの理解を深め、取材・制作活動に生かしてもらうため、委員と全国の放送に携わる人たちとの「事例研究会」や「意見交換会」を開催するほか、「講師派遣制度」を設置して、各放送局の研修会に委員などが参加。また、「BPO年次報告会」を開催しています。

《3委員会がまとめた主な出版物》



BPO [放送倫理・番組向上機構] の設立経緯

- 1969年◆NHKと民放連、放送倫理の高揚と放送文化の発展を目的に「放送番組向上協議会」を発足させ、「放送番組向上委員会」を運営。
- 1997年◆NHKと民放連、放送による人権侵害に対して迅速な救済を図るため、自主的な第三者機関として「放送と人権等権利に関する委員会機構[BRO]」を発足させ、「放送人権委員会」を設置。
- 2000年◆NHKと民放連、放送番組向上協議会の中に、放送と青少年に関する課題を審議する「青少年委員会」を設置。
- 2002年◆放送番組向上協議会が運営する「放送番組向上委員会」を「放送番組委員会」に改組。
- 2003年◆NHKと民放連、放送界の自主・自律を目指し、3委員会を運営する「放送倫理・番組向上機構[BPO]」を発足。NHKと民放連は、①委員会運営への協力、②委員会から指摘された放送倫理上の問題点に関する改善策の報告、などを内容とする『BPOの設置等に関する基本合意書』を締結。
- 2007年◆BPO・NHK・民放連、番組の捏造が社会的批判を浴びたことを受け、BPOの機能強化を基本合意。虚偽の放送や放送倫理上の問題を審議・審理する「放送倫理検証委員会」をBPO内に設置。「放送番組委員会」が解散。



放送倫理検証委員会

BPOの放送倫理検証委員会は、放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審議を行い、必要に応じて「意見」として公表します。また、虚偽の内容により視聴者に著しい誤解を与えた疑いのある番組が放送された場合、放送倫理上問題があったか否かを審理して「勧告」または「見解」として公表します。場合によっては、問題の再発防止計画の提出を当該放送局に求めます。委員会の審議・審理は申立制ではありません。

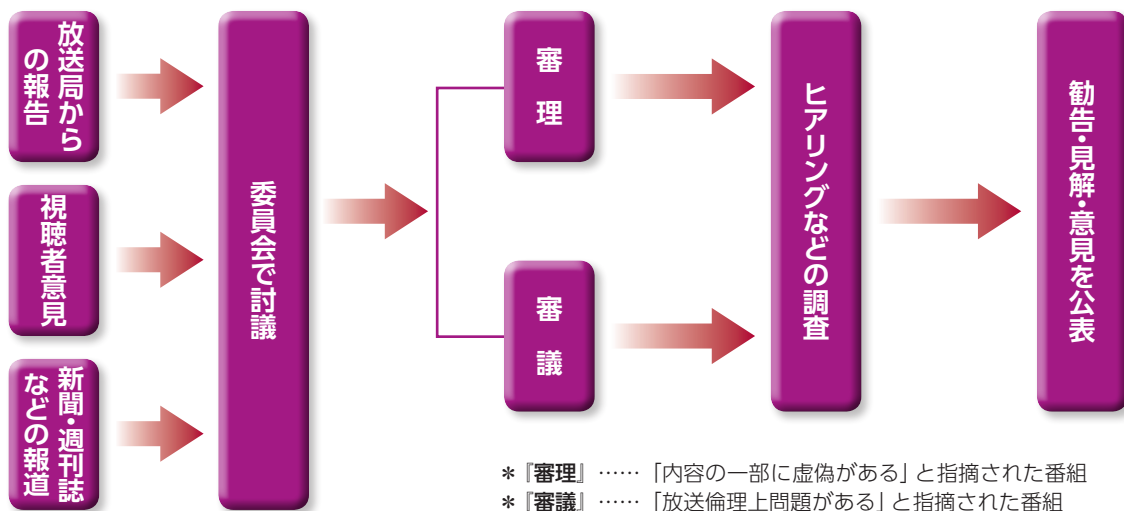
【委員会の調査】

委員会は、対象番組の審議・審理のために必要な調査を行います。放送局や制作会社などに対して、放送済み映像など関連資料の提出を求め、ヒアリングを行うことができます。審理事案の場合は、必要に応じて、専門家からなる特別調査チームを設置したり、当該放送局に対して、第三者による調査委員会の設置を勧告することもできます。

【合意書の取り交わし】

委員会の活動や運営が円滑に進められるよう、委員会と各放送局は個別に「合意書」を取り交わして、委員会の権限と放送局の協力・遵守事項を明確にし、実効性を担保しています。

■ 放送倫理検証委員会の審議・審理の流れ



放送倫理検証委員会委員

委員長



川端 和治
(かわばた よしはる)
弁護士

委員長代行



是枝 裕和
(これえだ ひろかず)
映画監督

委員長代行



升味 佐江子
(ますみ さえこ)
弁護士

委員



神田 安積
(かんだ あさか)
弁護士

委員



岸本 葉子
(きしもと ようこ)
エッセイスト

委員



斎藤 貴男
(さいとう たかお)
ジャーナリスト

委員



渋谷 秀樹
(しづたに ひでき)
立教大学大学院
法務研究科教授

委員



鈴木 嘉一
(すずき よしかず)
放送評論家、
ジャーナリスト

委員



中野 剛
(なかの たけし)
弁護士

委員



藤田 真文
(ふじた まふみ)
法政大学
社会学部教授



放送と人権等権利に関する委員会

BPOの放送と人権等権利に関する委員会[放送人権委員会]は、放送による人権侵害の被害を救済するための委員会です。人権侵害を受けたという人からの苦情申立てを受けて、第三者の立場から無料で迅速・公正に審理し、「勧告」または「見解」として公表します。委員会の審理は原則として申立制です。

【審理の対象となるもの】

- 名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、および、これらに関連する放送倫理上の問題。
- 公正・公平を欠いた放送により著しい不利益を被った人からの申立てで、委員会が認めたもの。
- 原則として、放送日から3か月以内に放送局に伝えられ、かつ1年以内に委員会に申し立てられたもので、放送局との話し合いで解決できなかったもの。
- 原則として、権利侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人からの申立て。
- 団体からの申立ては、団体の規模、社会的性格等を考え、委員会が相当と認めたとき。

【審理対象とならないもの】

- 個別の番組ではなく、放送全般に対する苦情。
- 放送番組の制作担当者個人に対する苦情。
- 裁判で争っているものや損害賠償を求めるもの。
- CMIに関する苦情。
- BPOを構成する放送局以外の放送番組。

■ 苦情申立てから「委員会決定」の通知・公表まで



放送によって人権等を侵害されたと思ったときは、その番組を放送した放送局に苦情を伝えてください。
苦情は、まず当該放送局が対応して解決にあたります。

放送局との話し合いで解決せず、委員会に救済を求める方は申立書を提出します。
申立て用紙は、BPOのウェブサイト (<https://www.bpo.gr.jp>) にあります。ダウンロードしてご利用ください。

委員会は、申立ての内容を検討し、番組も視聴して、審理を開始するかどうか決定します。審理入りした場合は、申立人と放送局から提出された資料などを基に審理を行い、必要に応じてヒアリングを行います。

委員会は、審理の結果を「委員会決定」として「勧告」または「見解」にまとめ、申立人と当該放送局に通知し、記者会見して公表します。放送局は、決定内容を放送することになっています。

放送と人権等権利に関する委員会委員

委員長



坂井 眞
(さかい まこと)
弁護士

委員長代行



奥 武則
(おく たけのり)
元法政大学
社会学部教授

委員長代行



市川 正司
(いちかわ まさし)
弁護士

委員



紙谷 雅子
(かみや まさこ)
学習院大学
法学部教授

委員



城戸 真亜子
(きど まあこ)
洋画家

委員



白波瀬 佐和子
(しらせ さわこ)
東京大学大学院
人文社会系研究科教授

委員



曽我部 真裕
(そがべ まさひろ)
京大大学院
法学研究科教授

委員



中島 徹
(なかじま とおる)
早稲田大学大学院
法務研究科教授

委員



二関 辰郎
(にのせき たつお)
弁護士

委員



水野 剛也
(みずの たけや)
東洋大学
社会学部教授



放送と青少年に関する委員会

BPOの放送と青少年に関する委員会[青少年委員会]は、青少年に対する放送や番組のあり方に関する視聴者からの意見などを基に審議します。さらに、青少年が視聴する番組の向上に資する調査研究や良質な番組の視聴・講評などを通じて、視聴者と放送局を結ぶ“回路”の役割を担います。委員会は、審議に基づく「見解」や、討論・審議の内容、視聴者意見の概要などを当該放送局や全放送局に通知するとともに公表します。

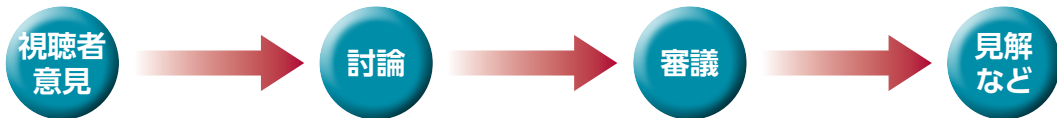
[中高生モニター制度] 青少年委員会の審議の参考のため、中学・高校生から直接意見を聞く「モニター制度」を設けています。全国約30人のモニターを公募して、月に1回、テレビ・ラジオ番組に対するレポートを送ってもらい、各放送局に番組制作の参考として伝えていきます。期間は1年間で、年度末に「モニター会議」を開催し、中高生の視点から放送について意見交換します。

[放送と青少年に関する調査研究] 大学などの研究機関と協力して、放送と青少年に関する調査研究を行っています。これまでに、「青少年へのテレビメディアの影響調査」「今、テレビは子ども達にどう見られているか?」「デジタルネイティブ」はテレビをどう見ているか?」「新時代テレビ”～いま、ドラマ・バラエティ制作者666人は～」「『中高生の生活とテレビ』に関する調査」などの報告書をまとめています。

[委員会の見解・提言・要望など]

- バラエティー系番組に対する見解
- 「子ども向け番組」についての提言
- 「出演者の心身に加えられる暴力」に関する見解
- 子どもへの影響を配慮した震災報道についての要望 など

放送と青少年に関する委員会の議論の流れ



視聴者意見を基に、委員が話し合う必要があると判断した番組を視聴します。その場合、当該放送局に番組関連資料の提出を要請することもあります。また、主な視聴者意見は公表します。

委員が自由な意見を出し合い、審議すべき番組・テーマかどうかを判断します。討論の内容は、番組名・放送局名を伏せて、概要をウェブサイトなどで公表します。良質な番組も視聴し講評します。

審議対象となった番組は、当該放送局に企画意図の説明や制作責任者との意見交換などを要請し、「委員会の考え」などをまとめ、当該放送局に伝えるとともに番組名・放送局名を公表します。

委員の3分の2以上の同意を得た場合、委員会は、「見解」や「提言」「要望」「注意喚起」などとして、当該放送局に伝えるとともに、記者会見で公表し、全放送局に自主的検討と対応を要請します。

放送と青少年に関する委員会委員

委員長



汐見 稔幸

(しおみ としゆき)
白梅学園大学学長

副委員長



最相 葉月

(さいしょう はづき)
ノンフィクションライター

委員



稲増 龍夫

(いなます たつお)
法政大学
社会学部教授

委員



大平 健

(おおひら けん)
精神科医

委員



菅原 ますみ

(すがわら ますみ)
お茶の水女子大学教授

委員



中橋 雄

(なかはし ゆう)
武蔵大学
社会学部教授

委員

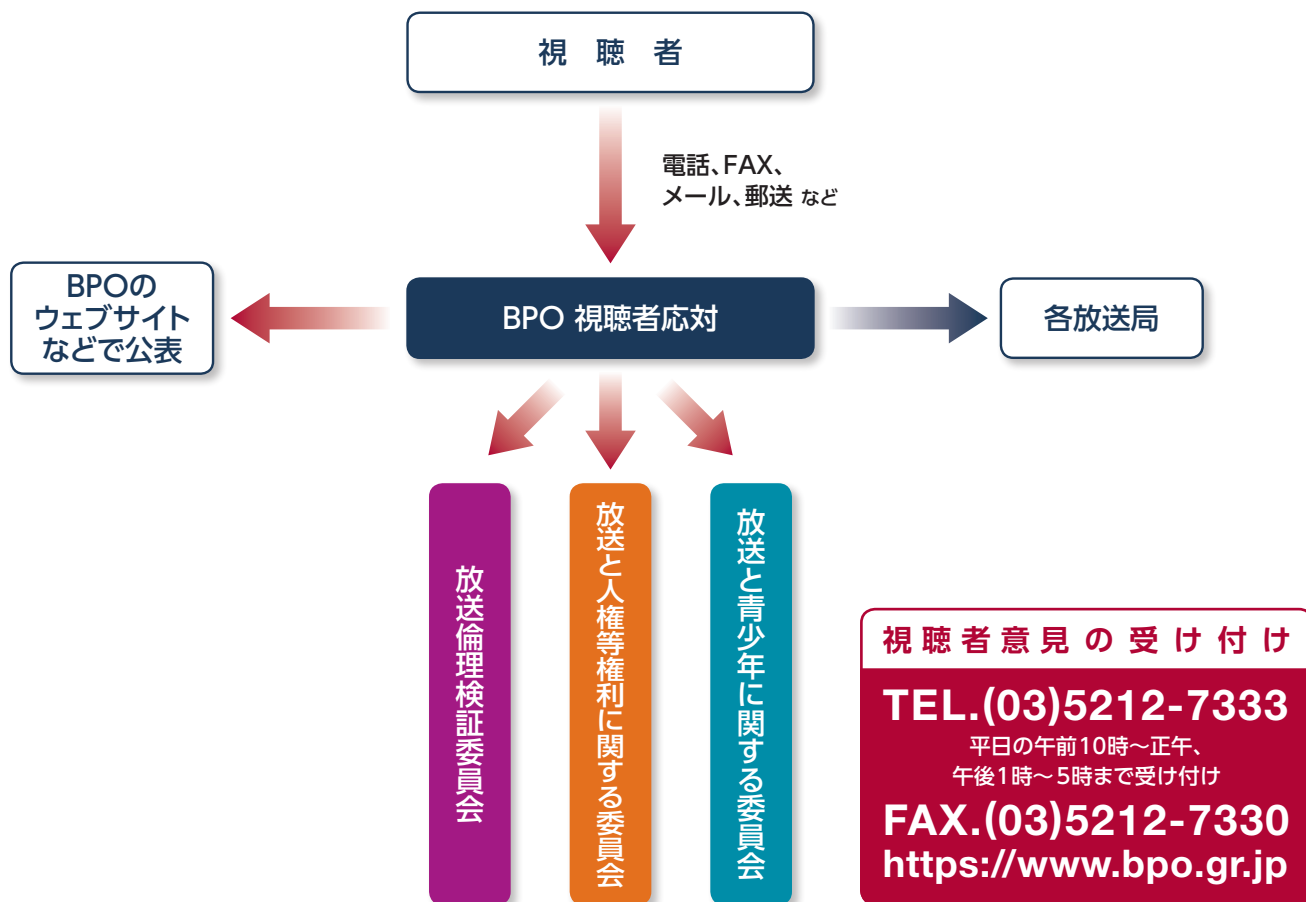


緑川 由香

(みどりかわ ゆか)
弁護士

視聴者意見の流れ

テレビ・ラジオの放送に関する視聴者からの意見や苦情は、視聴者対応セクションで、電話や、BPOのウェブサイト経由のメールのほか、FAXや郵送（手紙やハガキ）などで受け付けています。寄せられた意見や苦情は1日ごとに一覧化して、事務局の会議で検討・協議するとともに、委員会への報告や討議・審議・審理などに活用されています。視聴者意見のうち、番組名や放送局が特定できるものについては、週に1回まとめて当該放送局に通知しています。また、全国の放送局に共通して参考になるとと思われる視聴者意見の概要は、隔週で全放送局に連絡しています。なお、BPOに寄せられた視聴者意見の概要は、月ごとにまとめてBPOウェブサイト上で公表しています。



視聴者意見は1日約60件、年間では2万件前後にのぼります。メールが全体の約75%、電話によるものが約20%になっています。TwitterやSNSなどの普及に伴ってインターネット上で放送や番組について話題になるケースが増え、視聴者意見にもそれが反映されてきています。

■ 2016年度の視聴者意見 (20,581件、月平均 約1,715件)

アクセス別		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
アクセス別	電話	4,348	24%	4,369	27%	4,961	22%	4,638	23%
	メール	12,898	73%	11,514	71%	17,073	76%	15,485	75%
	FAX	239	1%	230	1%	198	1%	165	1%
	郵送他	280	2%	198	1%	244	1%	293	1%
合計		17,765	—	16,311	—	22,476	—	20,581	—

■ 2016年度の年齢層別意見数 (19,794件)



■ 2016年度の性別意見数



※年齢層別・性別とも、自己申告による

**BPOは、NHK・民放連・民放連加盟の放送局が
“自主・自律を図るために設立した第三者委員会”を運営する機関です。**

放送の公共的使命を自覚し、自ら第三者の意見を聞く仕組みを設けて、放送内容の向上を図る——これが、BPO設立の精神です。

BPOは、視聴者の意見や苦情を真摯に聞き、独立した第三者の立場から、放送倫理上の問題についての的確に判断することを活動の基本としています。

民主主義を支える表現の自由と放送の自律性の保障の理念を基盤に、放送の社会的影響力や人権を見据えたBPO・3委員会の判断、そして、それを受けた放送局の番組向上への自主的な取り組み。

大量の情報がさまざまなメディアを通じて流通する今日、BPOが視聴者と放送局との間に立って活動し、放送局が緊張感を持って自由と自律を積み重ねていくことこそ、成熟した市民社会にふさわしいと、私は考えています。



濱田 純一

放送倫理・番組向上機構 [BPO] 理事長

BPO

放送倫理・番組向上機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館7階
TEL. (03) 5212-7333 (視聴者対応専用電話) FAX. (03) 5212-7330
<https://www.bpo.gr.jp>